

生鮮食品の原産地表示違反について

県民生活課

生鮮食品の原産地表示違反を行った県内事業者に対して、食品表示法第6条第1項に基づき、表示の是正と再発防止等について指示し、同法第7条に基づきその旨を公表した。

1 事案の概要

(1) クロマグロ

違反事業者	(株)横手水産物地方卸売市場
違反内容	少なくとも平成29年8月25日から平成30年3月6日までの間に、メキシコ産のクロマグロに長崎県産と、長崎県産のクロマグロに長崎県以外の原産地を表示し、3,612.1kgを販売したこと。
適用条項	食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準第18条第1項（生鮮食品の原産地の表示違反）
指示・公表	平成31年3月28日
指示内容	①販売する全ての食品表示の点検と是正 ②表示違反の原因の究明・分析と再発防止対策の実施 ③法令遵守の徹底を確保する体制の構築
指示に係る措置の報告日	令和元年5月7日

(2) まいたけ

違反事業者	秋田十條化成(株)
違反内容	少なくとも平成27年12月30日から平成30年1月26日までの間に、一部又は全部が秋田県以外の原産地であるまいたけに秋田県産と表示し、418.2kgを販売したこと。
適用条項	食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準第18条第1項（生鮮食品の原産地の表示違反）
指示・公表	令和元年6月3日
指示内容	①販売する全ての食品表示の点検と是正 ②表示違反の原因の究明・分析と再発防止対策の実施 ③法令遵守の徹底を確保する体制の構築
指示に係る措置の報告期限	令和元年7月3日

2 県の対応

- 産地偽装事案が相次いだことから、再発防止に向けて、4月23日付けで食品関連事業者及び関係団体に対し、食品表示に関する法令遵守について通知した。
- 緊急的な対応として、全県域を対象とした食品表示セミナーを5月28日に秋田市で開催した。
- 今後、研修会や出前講座などあらゆる機会を通じて、適正な食品表示に関する普及啓発を強化していく。

【参考】食品表示法について

〈法の目的〉

- 適正な表示の確保により、消費者の利益の増進を図る。
- 国民の健康の保護・増進、食品の生産・流通の円滑化及び消費者の需要に即した食品の生産振興に寄与する。

〈措置の根拠〉

- 第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準において、名称や原産地等の表示が義務付けられている。
- これに違反したときは、都道府県知事（県域事業者の場合）は、指示・命令を行うことができる（第6条）。
- 指示・命令を行ったときは、都道府県知事は、その旨を公表しなければならない（第7条）。